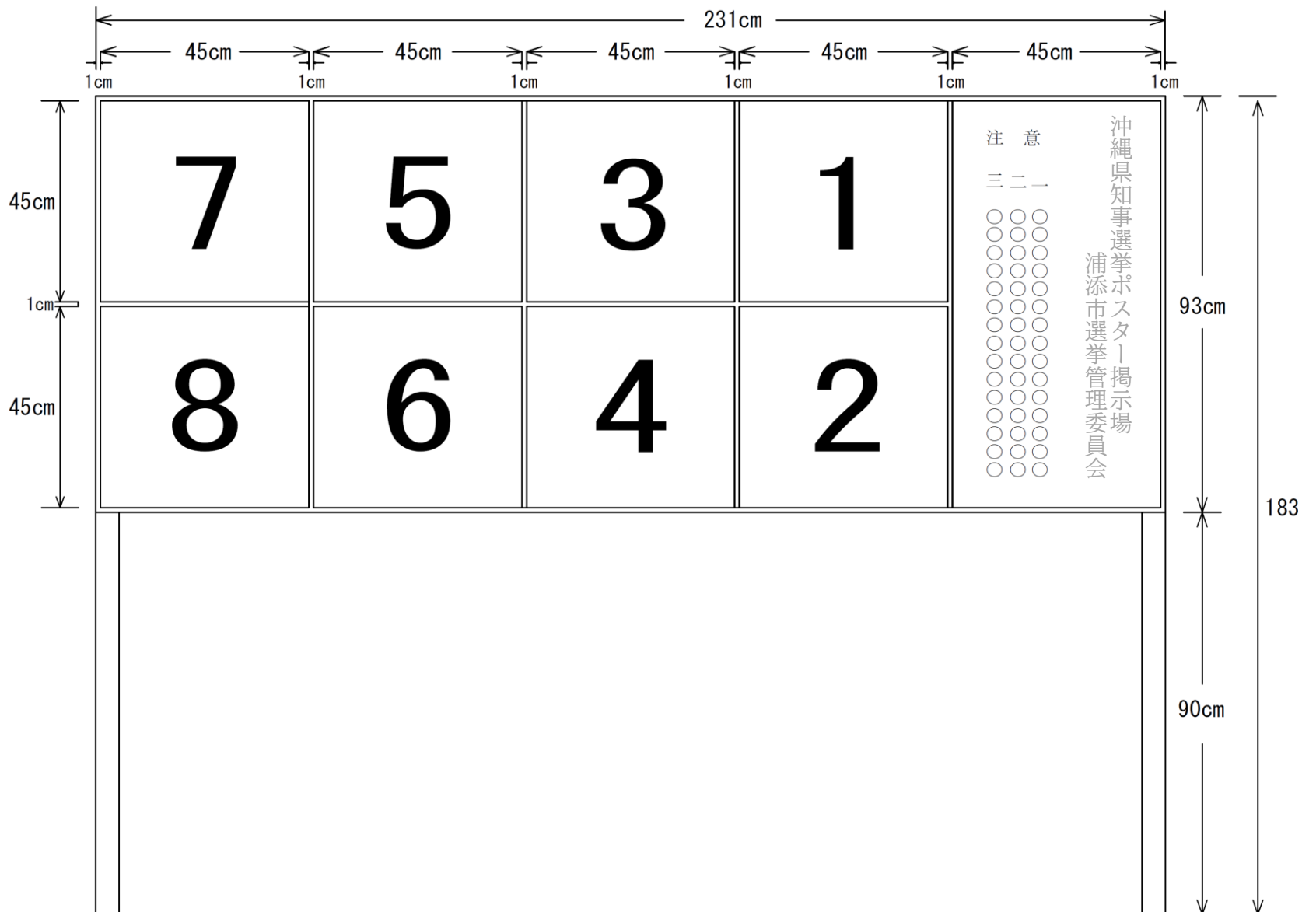


ポスター掲示場設営方法図

(沖縄県知事選挙)

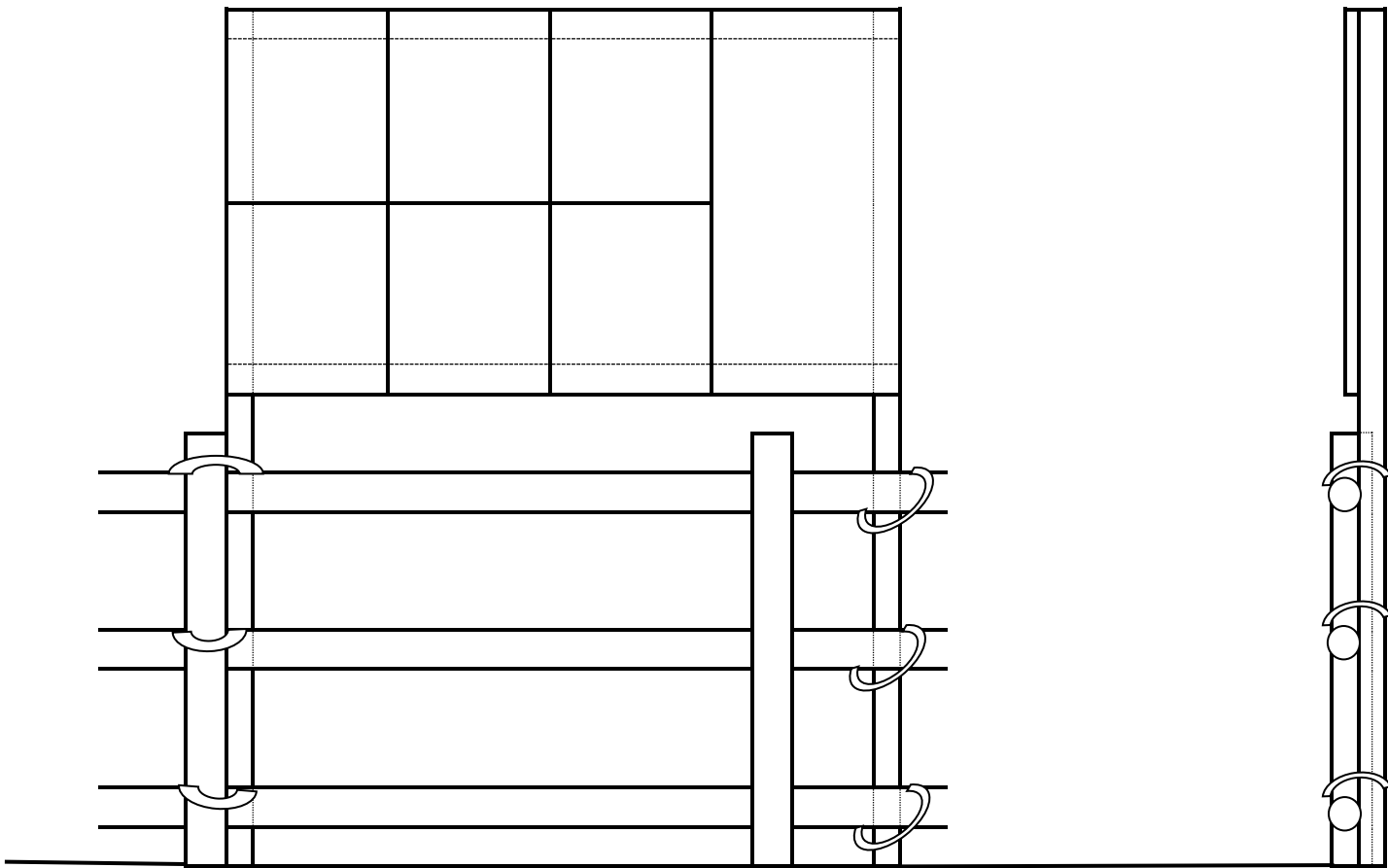


※ 支柱はL字アングル又はパイプを用いる。L字アングルは4cm、パイプは5cm

設営個所の種別	設置方法数
① ガードパイプ・横断防止柵等	58 件
② 橋の欄干	6 件
③ ガードレール	16 件
④ 植樹帯 (杭打ち)	12 件
⑤ フェンス	15 件
合 計	107 件

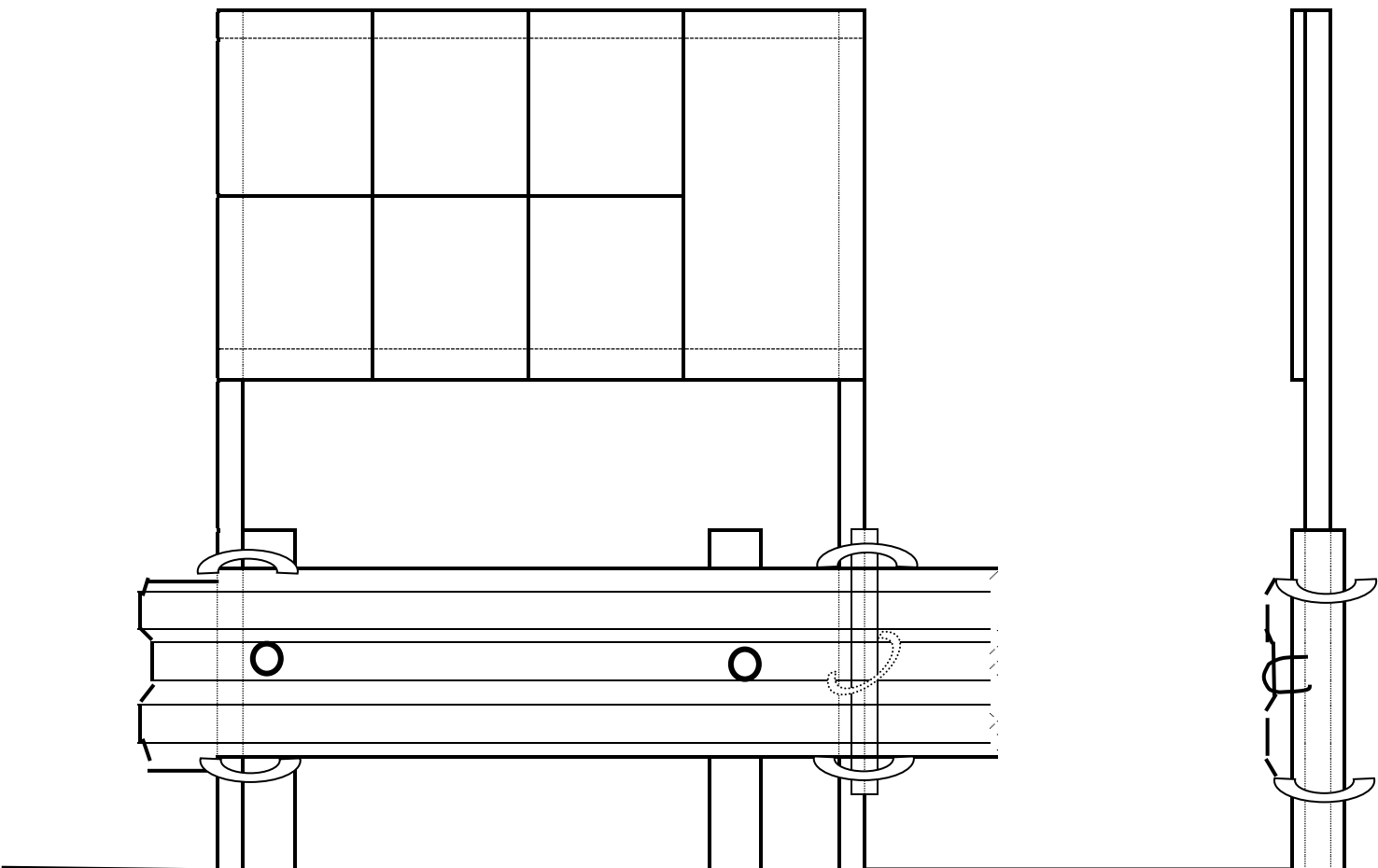
※ ポスター掲示場の設営件数は106箇所となっているが、No95の「でいご公園」については、植栽帯とフェンスの両方に取り付けることもあるため、設置件数としては2件とカウントしており設営件数全体としては107箇所となっている。

① ガードパイプ・横断予防柵及び転落防止柵等への設営



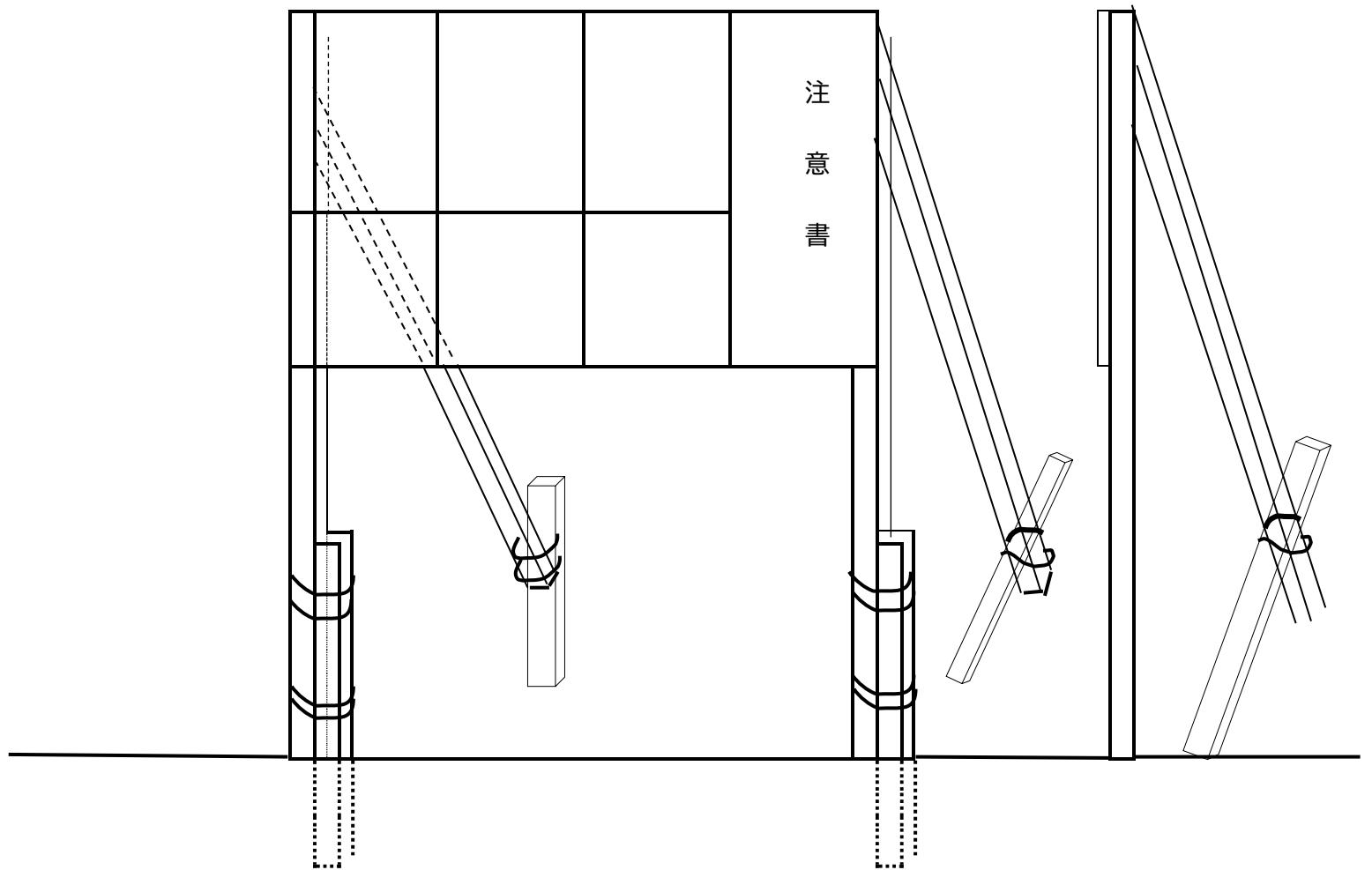
※ 装飾的なガードレールは支柱と針金の間にクッションを入れ傷付けないようにする。

② 大型(旧)ガードレールへの設営



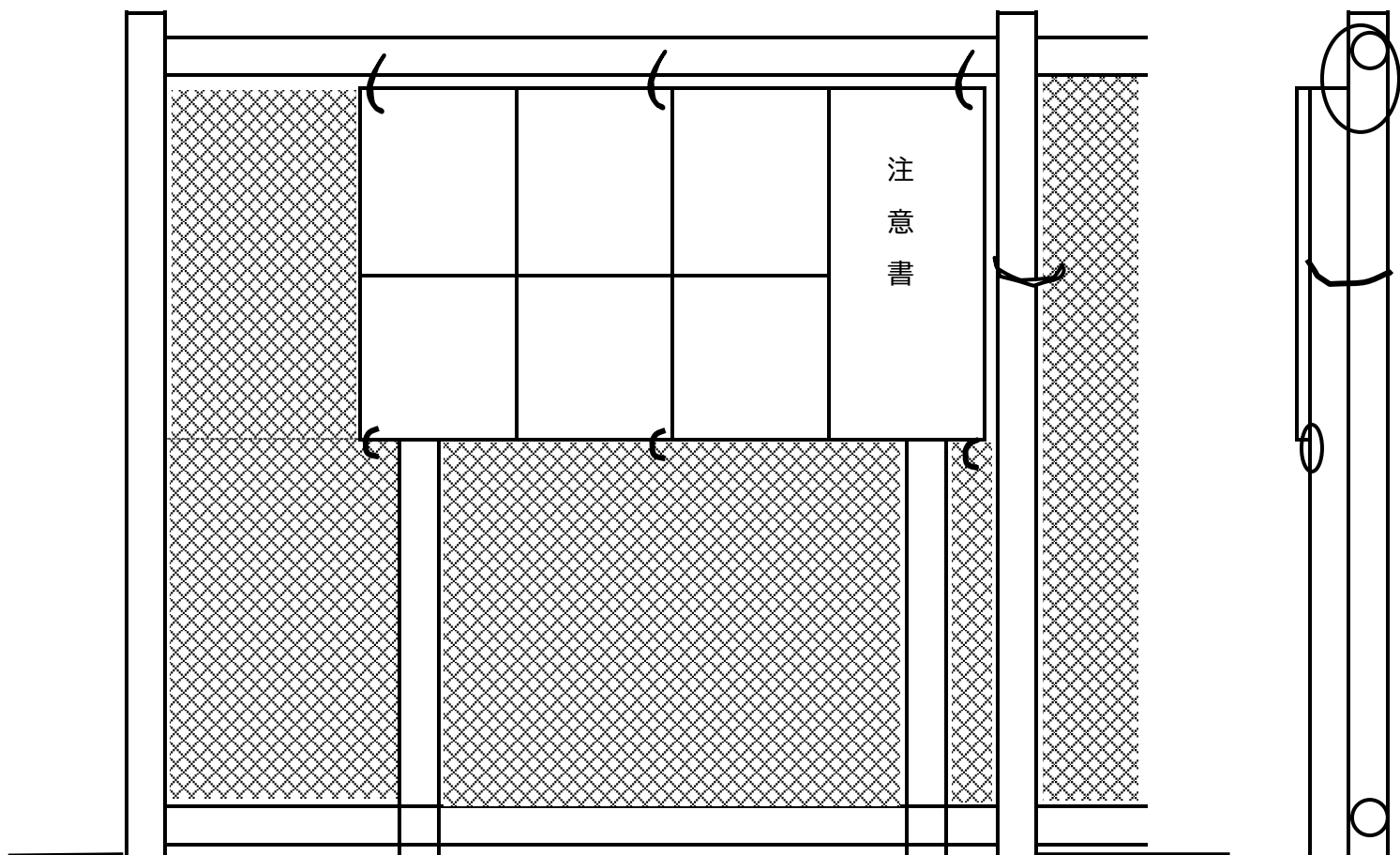
※ 支柱以外の所は、添え木をあてて動かないように補強して固定する。

③ 植樹帯などへの杭による設営



- ※ 杭を打つときは周囲の樹木や草花を出来るだけ傷つけないようにし、すぐ原状回復できるようにする。
- ※ 公園や路側帯等に杭を打って設営する際には、公園利用者や歩行者、子どもの衝突時の安全確保のため露出する杭や支柱部分にクッション材（緩衝材）を巻き付けるなど養生対策を実施すること。

④ フェンスへの設営



- ※ フェンスへの取り付けはなるべく支柱などを利用し、金網自体に負担をかけないようにする。

⑤ 低いフェンスへの設営

